

【ABC 消費者情報 Vol. 170】

◎引っ越しに伴うトラブルに注意！

3月には引っ越しのトラブルに関する相談が多く寄せられます。

○相談例

- ・引っ越し後しばらくしてから、テーブルに傷がついていることに気がついた。引っ越し業者に修理代の負担を求めるが応じてもらえない。
- ・10年ほど住んだ賃貸マンションを退去したが、管理会社からの原状回復費用が高額で納得できない。

○アドバイス

- ・引っ越し作業後には速やかに荷物の紛失や破損、機器類の動作を確認しましょう。
- ・入退去時には、家主や管理会社と一緒に部屋の現状を確認し、契約書の特約等は必ず確認するようにしましょう。
- ・困ったときは消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512